

高齢者インフルエンザ定期予防接種の実施期間を延長します

高齢者インフルエンザ定期予防接種については、例年10月10日から12月31日まで を実施期間としていますが、令和3年度はインフルエンザワクチンの生産・出荷が遅れてい ることから、期間を延長し令和4年1月31日まで実施しますので、お知らせします。

1 実施期間

令和4年1月31日(月)まで

2 対象者

本市に住民登録があり、接種日時点で次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度(身体障害者手帳1級相当)の障害がある方

3 接種場所

高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関 ※協力医療機関の一覧は市ホームページをご確認ください。

4 接種回数

実施期間内に1人1回まで

5 接種費用

1,500円

※ただし、市民税非課税世帯や生活保護世帯の方、中国残留邦人等への支援給付を受けている方は、そのことを証明する資料を医療機関に提示すると費用が免除されます。

6 申込方法

直接医療機関へお申込みください。なお、受付を終了している医療機関もあります。

7 インフルエンザワクチンの供給状況について

国からは、今冬のインフルエンザシーズンのワクチンは、供給量の多かった昨年を下回るものの、例年の使用量に相当する程度は供給されるものと報告を受けています。

問合せ先

健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課

電話:042-769-8346